

## Smart-telecaster 無償トライアル約款（必ずお読み下さい。）

---

### 第1条（総則）

本トライアル約款は、お客様（以下甲という）と株式会社ソリトンシステムズ（以下乙という）の Smart-telecaster™製品およびそれに付帯する製品（以下本件機器という）の、トライアルを目的とした無償貸与（無償レンタル）契約について、適用されるものである。

### 第2条（貸与の条件）

1. 無償貸与は、甲がサービスの導入または販売を検討するために、評価を行う場合のみ利用可能である。
2. 無償貸与は、原則、法人を対象とし、個人による申込みはできない。
3. 無償貸与は、原則、1つの企業/団体/教育機関につき1回までとする。
4. 乙は、甲に対し、本件機器を、2週間の期間限定で無償貸与する。
5. 貸与時期及び仕様は「Zao Cloud View ご契約情報」に基づき、両者共に合意した内容とする。
6. 乙は、貸出時の本件機器が正常な状態であることを保証する。

### 第3条（本件機器の仕様）

1. 甲は、本件機器の通信性能が各通信事業者の提供する規格上の最大速度に準ずるものであり、伝送速度及び映像品質を保証するものではないことを承諾する。
2. 甲は、乙が提供する LTE 回線について確実に接続することを保証するものではないことを承諾する。
3. 甲は、本件機器は使用環境等に依存するものであり、本件機器の機能および性能等について、本件機器の仕様を保証するものではないことを承諾する。

### 第4条（本件機器の保管）

1. 甲は、本件機器を善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとする。
2. 甲は、本件機器について他から強制執行その他法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたとき、直ちに乙に通知し、速やかにその事態を解消させるものとする。

### 第5条（担保責任）

乙は、本件機器の正常な稼働、若しくは正常な性能の具備のみを担保し、甲の使用目的への適合性について担保責任を負わない。本件機器の使用、設置、保管によって甲に生じた損害

または甲が第三者に与えた損害について、乙は一切の責任を負わない。

#### 第6条（担保責任の範囲）

1. 本件機器の引き渡し後に甲の責に帰すべからざる事由に基づいて本件機器が正常に作動しなくなった場合、乙は、本件機器を修理または交換するものとする。
2. 乙は、前項に定める以外の責任を負わない。

#### 第7条（紛失/故障時の責任）

1. 通知：甲は、機器の紛失または故障が発生した場合、速やかに乙に通知する義務を負う。
2. 紛失：甲は、機器を紛失した場合、乙に対し、機器の現在の市場価値に基づいて実費で損害を賠償する。
3. 故障：甲は、甲の責に帰すべき事由により機器を故障させた場合、乙に対し、修理または交換のために必要な費用を実費で負担する。

#### 第8条（本件機器の返還）

1. 無償貸与期間が終了した場合、甲は、乙に対し、直ちに本件機器を個別契約書に明記した場所に返還するものとする。
2. 本件機器の返還に際して、甲は、本件機器に記録した電子的情報を自己の責任と費用負担により消去するものとする。甲が消去を怠ったことによる電子的情報の漏洩について、乙は一切の責任を負わない。

#### 第9条（引渡し時・返還時の費用負担）

本件機器の引き渡し・返還に関わる運送費等の諸費用は、乙の負担とする。

#### 第10条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、乙の合意なくして、本契約上の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡または担保に供してはならない。

#### 第11条（協議事項）

本トライアル約款および個別契約書に定めのない事項または解釈に疑義のある事項については、甲乙信義に基づき誠実に協議のうえ、これを決定するものとする。

#### 第12条（合意管轄）

本トライアル約款および個別契約書に関して生じる一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。